

目次	ページ
条 例	
1 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……	1
2 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例 ……	7
3 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例 ……	10
規 則	
1 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 ……	11
公 告	
予算の要領について（平成 26 年度補正予算） ……	11
（平成 26 年度一般会計補正予算（第 1 号） ……	12
（平成 26 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	12
（平成 26 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	13
（平成 26 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 2 号） ……	14
（平成 26 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	15
（平成 26 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	15
予算の要領について（平成 27 年度予算） ……	16
（平成 27 年度一般会計予算） ……	16
（平成 27 年度職員退職手当支給事業特別会計予算） ……	18
（平成 27 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算） ……	19
（平成 27 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算） ……	19
（平成 27 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算） ……	20
（平成 27 年度交通災害共済事業特別会計予算） ……	21

条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 27 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第12条の2 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第14条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場(規則で定めるものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金(以下「駐車料金等」という。)を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項第3号に定める額に当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

第19条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第22条第1項中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第10条第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第22条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第23条第4項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第26条第2項第1号中「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改め、同条第3項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第28条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	

37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700

77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				

	117		299,600				
	118		299,800				
	119		300,100				
	120		300,400				
	121		300,800				
	122		301,000				
	123		301,300				
	124		301,600				
	125		301,900				
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「前3項」を「附則第2項から前項まで」に改め、同項を附則第10項とし、附則第4項の次に次の5項を加える。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号。以下「給与条例」という。)第23条第5項(給与条例第26条第4項において準用する場合及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成16年条例第43号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項にお

いて同じ。)の規定の適用については、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第 号。以下「平成27年改正条例」という。)による改正後の給与条例第23条第5項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額と平成27年改正条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第14号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成27年2月20日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会委員長の項を次のように改める。

教育委員会教育長	執務終了の都度 20,000円
----------	--------------------

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

特別職嘱託報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	315,800	360,100
2	318,000	362,700
3	320,300	365,200
4	322,500	367,800
5	324,800	369,900
6	326,800	372,400
7	329,000	374,800
8	331,200	377,300

9	333,300	379,800
10	335,500	382,500
11	337,600	385,100
12	339,800	387,800
13	341,800	390,200
14	343,800	392,500
15	345,900	394,700
16	347,900	397,100
17	349,800	398,900
18	351,800	400,900
19	353,700	402,800
20	355,600	404,600
21	357,600	406,500
22	359,500	408,300
23	361,500	410,100
24	363,400	412,000
25	365,400	413,800
26	367,300	415,300
27	369,300	416,800
28	371,300	418,400
29	372,800	420,000
30	374,600	421,300
31	376,400	422,600
32	378,000	423,800
33	379,800	425,000
34	381,200	426,300
35	382,700	427,600
36	384,300	428,800
37	385,700	430,000
38	386,900	430,800
39	388,100	431,600
40	389,200	432,400
41	390,300	433,000
42	391,500	433,700
43	392,700	434,400
44	393,800	435,100
45	394,500	435,900
46	395,200	436,700
47	395,900	437,100
48	396,600	437,800

49	397,200	438,300
50	397,800	438,700
51	398,300	439,100
52	398,700	439,500
53	399,100	439,900
54	399,400	440,300
55	399,700	440,700
56	400,000	441,000
57	400,300	441,300
58	400,600	441,700
59	400,900	442,000
60	401,200	442,300
61	401,500	442,600
62	401,800	
63	402,100	
64	402,400	
65	402,700	
66	403,000	
67	403,300	
68	403,600	
69	403,800	
70	404,100	
71	404,400	
72	404,700	
73	404,900	
74	405,200	
75	405,500	
76	405,700	
77	405,900	
78	406,200	
79	406,500	
80	406,700	
81	406,900	
82	407,200	
83	407,500	
84	407,700	
85	407,900	

備考 1級は事務局次長の職にある者に、
2級は事務局長の職にある者に適用する。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日の前日から引き続き同一の報酬表の適用を受ける嘱託で、その者の受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 27 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成 16 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 4 第 1 項第 1 号中「50,000 円」を「65,000 円」に改め、同項第 2 号中「45,850 円」を「59,550 円」に改め、同項第 3 号中「41,700 円」を「54,150 円」に改め、同項第 4 号中「33,350 円」を「43,350 円」に改め、同項第 5 号中「25,000 円」を「32,500 円」に改め、同項第 6 号中「20,850 円」を「27,100 円」に改め、同項第 7 号中「16,700 円」を「21,700 円」に改め、同条第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 14 条第 5 項第 2 号中「第 55 条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

第 26 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第 8 項中「附則第 2 条第 1 項」を「附則第 2 条」に改める。

附則第 14 項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条」に、「附則第 25 条」を「附則第 11 条」に改める。

附則第 18 項中「第 63 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に、「この規則」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

（規則への委任）

第 2 条 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

規 則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 27 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成 16 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 46 条の表）調整月額（円）の欄を次のように改める。

65,000
59,550
54,150
43,350
32,500
27,100
21,700
0

別記様式第 1 号中「

教育長に就任した教育委員の任期満了年月日	年 月 日
----------------------	-------

」

を削り、同号備考 3 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則により作成されている用紙は、当分の間なおこれを使用することができる。

公 告

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 27 年 2 月 17 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）、平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予

算（第1号）、平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第2号）、平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）及び平成26年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の要領を次のとおり公表する。

平成27年2月20日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成26年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成26年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,275千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404,234千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金		6,802	30,275	37,077
	1 繰越金	6,802	30,275	37,077
歳 入 合 計		373,959	30,275	404,234

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		276,629	△5,500	271,129
	1 総務管理費	276,492	△5,500	270,992
4 積立金		39,918	28,003	67,921
	1 基金積立金	39,918	28,003	67,921
5 予備費		1,501	7,772	9,273
	1 予備費	1,501	7,772	9,273
歳 出 合 計		373,959	30,275	404,234

平成26年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）
平成26年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427,802千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,588,716千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		5,902,958	73,600	5,976,558
	1 負担金	5,902,958	73,600	5,976,558
2 財産収入		92,855	10,699	103,554
	1 財産運用収入	92,854	10,699	103,553
3 繰入金		1,160,067	331,818	1,491,885
	1 基金繰入金	1,160,067	331,818	1,491,885
4 繰越金		1	10,202	10,203
	1 繰越金	1	10,202	10,203
5 諸収入		5,033	1,483	6,516
	2 預金利子	620	1,483	2,103
歳入合計		7,160,914	427,802	7,588,716

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		7,000,059	412,000	7,412,059
	1 退職手当事業費	6,972,896	412,000	7,384,896
2 積立金		92,854	15,802	108,656
	1 基金積立金	92,854	15,802	108,656
歳出合計		7,160,914	427,802	7,588,716

平成26年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,524千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,096千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		695	178	873
	1 財産運用収入	695	178	873
3 繰入金		6,644	1,800	8,444
	1 基金繰入金	6,644	1,800	8,444
4 繰越金		1	2,546	2,547
	1 繰越金	1	2,546	2,547
歳入合計		16,572	4,524	21,096

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		15,877	1,800	17,677
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	14,777	1,800	16,577
2 積立金		695	2,724	3,419
	1 基金積立金	695	2,724	3,419
歳出合計		16,572	4,524	21,096

平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,864千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,640,694千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		9,679	333	10,012
	1 財産運用収入	9,678	333	10,011
5 繰越金		1	20,458	20,459
	1 繰越金	1	20,458	20,459
6 諸収入		93	73	166
	1 預金利子	92	73	165
歳入合計		1,619,830	20,864	1,640,694

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		9,678	20,864	30,542
	1 基金積立金	9,678	20,864	30,542
歳 出 合 計		1,619,830	20,864	1,640,694

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 894 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,933 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		10,152	259	10,411
	1 財産運用収入	10,151	259	10,410
4 繰越金		1	635	636
	1 繰越金	1	635	636
歳 入 合 計		41,039	894	41,933

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		10,151	894	11,045
	1 基金積立金	10,151	894	11,045
歳 出 合 計		41,039	894	41,933

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,463 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,315,222 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 会費収入		583,000	△6,935	576,065
	1 会費収入	583,000	△6,935	576,065
2 財産収入		54,249	1,832	56,081
	1 財産運用収入	54,248	1,832	56,080
3 繰入金		682,432	△11,807	670,625
	1 基金繰入金	682,432	△11,807	670,625
4 繰越金		1	12,447	12,448
	1 繰越金	1	12,447	12,448
歳 入 合 計		1,319,685	△4,463	1,315,222

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		584,248	△4,463	579,785
	1 基金積立金	584,248	△4,463	579,785
歳 出 合 計		1,319,685	△4,463	1,315,222

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 27 年 2 月 17 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 27 年度新潟県市町村総合事務組一般会計予算、平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組一般会計予算

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 374,111 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		55,386
	1 負担金	55,386
2 交付金		35,695
	1 交付金	35,695
3 使用料及び手数料		187,386
	1 使用料	187,386
4 財産収入		1,425
	1 財産運用収入	1,424
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		85,336
	1 特別会計繰入金	85,335
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		6,002
	1 繰越金	6,002
7 諸収入		2,880
	1 預金利子	2
	2 弁償金	1
	3 雑入	2,877
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳入	合計	374,111

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,431
	1 議会費	1,431
2 総務費		296,376
	1 総務管理費	296,244
	2 監査委員費	132
3 事業費		57,302
	1 研修等事業費	57,302
4 積立金		17,501
	1 基金積立金	17,501
5 予備費		1,501
	1 予備費	1,501
歳出	合計	374,111

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,852,110 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		5,782,941
	1 負担金	5,782,941
2 財産収入		66,959
	1 財産運用収入	66,958
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,208
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2,206
歳 入 合 計		5,852,110

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		5,712,151
	1 退職手当事業費	5,684,338
	2 繰出金	27,813
2 積立金		66,958
	1 基金積立金	66,958
3 諸支出金		70,001
	1 雑支出	70,001
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		5,852,110

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,584 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		9,225
	1 負担金	9,225
2 財産収入		355
	1 財産運用収入	355
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		9,584

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		9,229
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	8,103
	2 繰出金	1,126
2 積立金		355
	1 基金積立金	355
歳 出 合 計		9,584

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,718,992千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		881,262
	1 負担金	881,262
2 交付金		828,000
	1 交付金	828,000
3 財産収入		9,709
	1 財産運用収入	9,708
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		19
	1 預金利子	18
	2 雑入	1
歳入合計		1,718,992

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,709,283
	1 消防団員等事業費	1,691,823
	2 繰出金	17,460
2 積立金		9,708
	1 基金積立金	9,708
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		1,718,992

平成27年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

平成27年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		876
	1 負担金	876
2 財産収入		10,122
	1 財産運用収入	10,121
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		41,001

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		30,879
	1 消防賞じゅつ金費	30,691
	2 繰出金	188
2 積立金		10,121
	1 基金積立金	10,121
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		41,001

平成27年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成27年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,259,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		559,575
	1 会費収入	559,575
2 財 産 収 入		41,645
	1 財産運用収入	41,644
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		657,904
	1 基金繰入金	657,904
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3
	1 預金利子	1
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		1,259,128

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		709,104
	1 交通災害共済事業費	670,356
	2 繰 出 金	38,748
2 積 立 金		549,424
	1 基金積立金	549,424
3 諸 支 出 金		100
	1 雑 支 出	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,259,128